

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十七号

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を

改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和五十五年佐賀県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「及び第七号の二」を「から第七号の三まで」に改める。

第二条第二項中「第二十一条の九第一項」を「第二十条第一項」に、「第七号又は第七号の二」を「又は第七号から第七号の三まで」に改める。

第三条第一項中「法第二十一条の五の給付を行うとき又は法第二十一条の九第一項の給付若しくは入所措置等を行った」を「、法第二十条第一項の給付若しくは入所措置等を行ったとき又は法第二十一条の五の給付を行う」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。